

＜産業廃棄物に該当する主なもの＞

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、下表の品目は産業廃棄物に該当するため、環境センターへ搬入できません。産業廃棄物処理許可業者にご相談ください。

主な品目	具体例	指定業種
廃プラスチック類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニール類 ・発泡スチロール ・合成繊維くず ・タイヤ・農業用ビニール ・レインコート ・プラスチック容器 (※弁当がらを除く) 等 	指定なし（全事業所適用） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>※事業活動に伴って生じたプラスチックは産業廃棄物に該当しますが、従業員が食べた市販弁当のプラスチック容器等に限り、事業系一般廃棄物の可燃ごみとして処分できます。</p> </div>
金属くず 	<ul style="list-style-type: none"> ・スプレー缶・一斗缶・乾電池 ・電化製品・刃物類 ・金属製の事務机やロッカー 等 	
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスのコップ・茶碗 ・植木鉢・蛍光管 等 	
廃油 廃酸 廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> ・食用油、機械用油 ・油の付着した布（ウエス）や軍手 ・薬品類、塗料(液体) 等 	
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・木材 ・パレット（梱包材含む） 	建設業 木材・木製品・家具等の製造業 パルプ製造業 輸入木材卸売業 ※パレットは全事業所適用
繊維くず	※合成繊維は廃プラスチック類	建設業、繊維工業
紙くず		建設業 紙・紙加工品の製造業 印刷・製本業
動植物性残さ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ 等 	食料品・医薬品・香料製造業
動物系固形不要物		と畜場・食鳥処理場
家畜ふん尿・死体		畜産農業(ペット飼育業を含む)
上記のほか、産業廃棄物に該当するもの 燃え殻・汚泥・ゴムくず・鋳さい・がれき類・ばいじん・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物		